

「東京都消費生活条例に基づく食品表示の見直し」の考え方について

東京都では、東京都消費生活条例（以下「消費生活条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づく「東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定（昭和 51 年告示第 1027 号）」において、食品の品質表示を定めています。

国における食品表示の見直しが進められていること等を踏まえ、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）では、消費生活条例に基づく食品表示の見直しについて検討を実施しました。

検討の結果、食品表示制度の見直しの考え方を以下のとおり、整理しました。

1 調理冷凍食品

（1）検討事項

調理冷凍食品の表示すべき事項のうち「原材料配合割合」

（2）消費生活条例に基づく表示ルール

ア 背景

当時流通していた調理冷凍食品の状況を踏まえ、商品名が消費者に誤った認識を与えることを防止するため、昭和 52 年に義務付けられた。

イ 表示方法

商品名に付された原材料の仕込み時の標準配合比（％）を表示
（ただし、食品表示法の個別表示ルールが適用される品目を除く）

<表示例>

（冷凍食品）

名 称：えびグラタン
 原材料名：牛乳（国内製造）、マカロニ、たまねぎ（中国）、えび（ベトナム）、植物油脂、ナチュラルチーズ、ホワイトルウ、砂糖、食塩、香辛料／増粘剤（加工デンプン）、調味料（アミノ酸等）、セルロース、香料、乳化剤、着色料（カラメル）、（一部にえび・小麦・乳成分・大豆を含む）
 内容量：200g
 賞味期限：2025.12.30
 保存方法：-18℃以下で保存してください
 凍結前加熱の有無：加熱してあります
 加熱調理の必要性：加熱してお召し上がりください
 製造者：〇〇食品株式会社
 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

原材料配合割合：えび2%（仕込み時）

（表）



（裏）



(3) 調理冷凍食品における食品表示の現状

- 消費者庁は、複雑な食品表示全般について、「合理的かつシンプルで分かりやすい」制度へ見直しを行う中、調理冷凍食品の食品表示法に基づく個別表示ルール廃止を決定（R8.4.1 施行）
- 現在、原材料配合表示について、消費者からメーカーへ寄せられる問い合わせはない。
- 都保健所、都内消費生活センターにおいて、平成 31 年度以降、原材料配合割合に関連する問い合わせは受けていない。

(4) 審議会における主な意見等

- 食への価値観が多様化した現在においては、原材料配合割合の数字が商品の優劣を判断する材料になっていない。
- 調理冷凍食品のみに適用される表示ルールの存在は、消費者の混乱を招くおそれがある。
- 食品表示に関しては、消費者へ情報を伝える手段であることを鑑みると、可能な限り分かりやすく、かつシンプルであるべきである。

(5) 見直しの考え方

今日的視点で検討した結果、原材料配合割合表示に対する消費者の関心は、相当程度低いことが示唆され、原材料配合割合表示は、現在においてその役割を終えたと考えるべきである。

国の食品表示制度において、同様の制定背景を持つ表示ルールの廃止が決定されたことから、消費生活条例に基づく原材料配合割合の表示義務は、廃止することが妥当である。

(6) 考え方を踏まえた情報提供のあり方

- 表示義務の有無に関わらず、原材料配合割合を知りたい消費者に対する配慮は必要である。
- 業界団体からは、消費者に対する情報提供のあり方に関するガイドラインを策定し、業界として統一的に取り組む予定である旨の説明があった。
- HPやフリーダイヤル、二次元コード等を活用した、今後の業界の自主的な取組に期待する。

2 カット野菜及びカットフルーツ

(1) 検討事項

カット野菜及びカットフルーツの表示すべき事項「加工年月日」

(2) 消費生活条例に基づく表示ルール

ア 背景

当時の社会状況を踏まえ、消費者が商品を選択する場合の判断材料として、平成4年に義務付けられた。

イ 表示方法

野菜、果菜又は果物を小さく切るなど、生食用としてそのまま食べられるように加工した日を表示（包装品に限る）

<表示例>

<生食用カット野菜(複数原材料)の表示例>	<生食用カット野菜(単一原材料)の表示例>
名 称：カット野菜 原材料名：レタス、トマト、キュウリ、タマネギ 原料原産地名：長野県（レタス） 内容量：150g 消費期限：枠外下部に記載 保存方法：冷蔵（1℃～10℃） 加工者：〇〇食品株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 加工年月日：2025.7.25 消費期限：2025.7.28	名 称：カット野菜 原材料名：キャベツ ※任意で表示 原産地：茨城県 ※任意で表示 内容量：150g ※任意で表示 消費期限：枠外下部に記載 保存方法：冷蔵（1℃～10℃） 加工者：〇〇食品株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 加工年月日：2025.7.25 消費期限：2025.7.28 ※任意で表示
○ 消費生活条例に基づく個別表示ルール 生食用カット野菜・カットフルーツについて、複数／単一原材料いずれの場合も、加工年月日を表示する必要がある。	○ 事業者による任意の表示 これらの項目は、単一原材料のカット野菜・カットフルーツに表示義務がない。 ただし、消費者への情報提供・事業者としての必要性のため、実態として、任意で表示されている。

(3) カット野菜及びカットフルーツにおける食品表示の現状

- 消費者庁は、複雑な食品表示制度全般について「合理的かつシンプルで分かりやすい」ものに見直している。
- 加工年月日表示の義務付けが、事業者において深夜作業の発生や食品ロスの増加など、SDGsに反する取組を誘発しているとの指摘がある。
- 単一原材料のカット野菜及びカットフルーツは、期限表示（消費期限、賞味期限）の義務がないが、都が実施した実態調査の結果、期限表示の実施率は99.1%であった。（令和7年度調査速報値）
- 現在、消費期限と加工年月日が併記されているが、加工年月日について消費者からメーカーへ寄せられる問い合わせはない。
- メーカーにおいて、加工年月日表示をなくした商品の試験流通に対しても、消

費者から否定的な反響はなかった。

- 都保健所、都内消費生活センターにおいて、平成 31 年度以降、加工年月日に関連する問い合わせは受けていない。

(4) 審議会における主な意見等

- 現在、消費者にとって、カット野菜等の喫食時期の判断のための重要な情報源は、期限表示である。
- 異なる意味合いの日付が表示されていると、消費者に混乱を招く恐れがある。
- 食品表示に関しては、消費者へ情報を伝える手段であることを鑑みると、可能な限り分かりやすく、かつシンプルであるべきである。

(5) 見直しの考え方

今般の審議会での検討を踏まえると、加工年月日表示に対する消費者の関心は、相当程度低いことが示唆されることから、加工年月日表示は、制定当初期待された役割が期限表示に置き換わったと考えるべきである。よって、消費生活条例に基づく加工年月日の表示義務は、廃止することが妥当である。

(6) 考え方を踏まえた情報提供のあり方

- 表示義務の有無に関わらず、加工年月日を知りたい消費者に対する配慮は必要である。
- 業界団体からは、加工年月日について、消費者からの問合せに応じて回答する体制を整えること、また、期限表示について今後も表示を継続する旨の説明があった。
- HPやフリーダイヤル、二次元コード等を活用した、今後の業界の自主的な取組に期待する。